

山口県国土強靱化地域計画 (骨子案)

平成 27 年 (2015 年) 7 月
山 口 県

◎計画の基本構成

①はじめに

- ◇計画策定の趣旨
- ◇計画の位置付け
- ◇計画期間

②基本的な考え方

- ◇基本目標
- ◇強靱化を推進する上での基本的な方針

③想定するリスク

- ◇対象とする自然災害

④脆弱性評価

- ◇脆弱性評価の考え方
- ◇脆弱性評価の手順
 - ▽「事前に備えるべき目標」の設定
 - ▽「起きてはならない最悪の事態」の設定
 - ▽施策分野の設定
- ◇脆弱性評価の結果

⑤強靱化の推進方針

- ◇施策分野ごとの推進方針
- ◇施策の重点化

⑥計画の着実な推進

- ◇計画の推進体制
- ◇計画の見直し等

① はじめに

◇計画策定の趣旨

- 本県においては、近年相次いで大雨による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測されている。
- こうした中、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、「国土強靱化」に向けた取組みを計画的に推進することとしている。
- 本県においても、国の国土強靱化政策と調和を図りながら、県内市町など関係者相互の連携の下、どのような災害が起ころうとも、重要な機能を維持できる強靱な社会を平時から構築するため、国土強靱化地域計画を策定する。

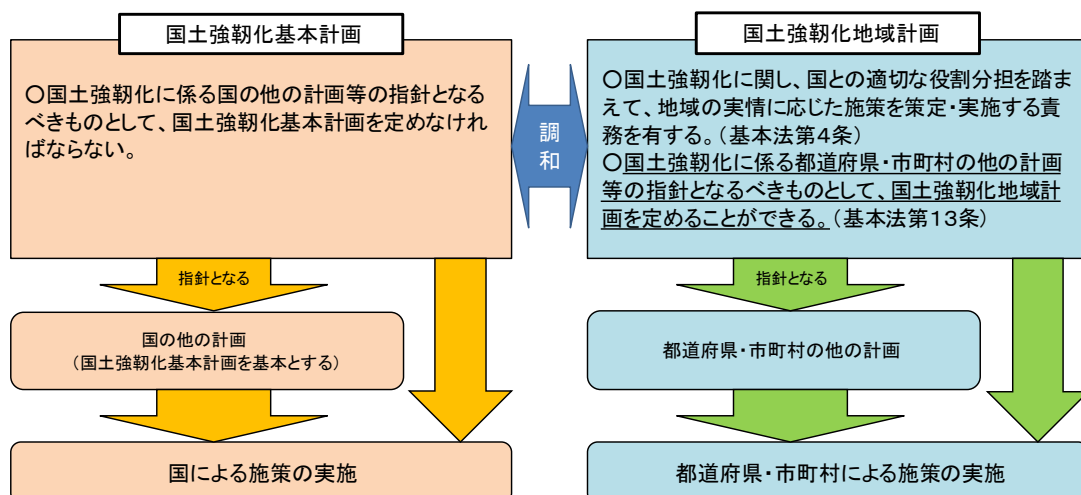
◇計画の位置付け

- 本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものである。

◇計画期間

- 計画期間は、平成27年度～平成31年度とし、以降、概ね5年毎に見直しを行うものとする。
- なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



② 基本的な考え方

◇基本目標

- 基本法において、国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）との調和が保たれたものでなければならないとされていることから、山口県国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）では、国の基本計画と同一の基本目標を設定する。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

◇強靱化を推進する上での基本的な方針

- 強靱化に関する施策の推進に当たっては、国の基本計画を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととする。

【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・ 本県の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

【適切な施策の組み合わせ】

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ取り組む。
- ・ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

【効率的な施策の推進】

- ・ 人口の減少、社会資本の老朽化等を踏まえ、施策を重点化する。
- ・ 既存の社会資本の有効活用により、効率的かつ効果的に施策を推進する。

【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・ 人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進する。
- ・ 女性、高齢者、障害者等に配慮した施策を推進する。

③ 想定するリスク

◇対象とする自然災害

- 本計画においては、本県の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、県民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本県において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ地震」などの大規模自然災害を想定する。

【本県の特性】

- ・ 平地が乏しく、地形が複雑に入り組み急傾斜地が多い。
- ・ 地質は、風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯が多い。
- ・ 河川は、幅が狭く、勾配が急なものが多い。
- ・ 三方が海に面し、海岸線の延長は、1,504kmと長い。
- ・ 都市と農山漁村が近接し、県土の約7割を中山間地域が占める。
- ・ 瀬戸内海沿岸に、5つの石油コンビナート等特別防災区域がある。

【過去の災害の発生状況等】

(大雨による浸水・土砂災害)

近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発し、数時間で平年1か月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な被害が懸念される。

近年の浸水・土砂災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成21年7月21日豪雨災害	防府市で、大規模な土石流が住宅や老人福祉施設を直撃	22人	33棟 77棟	696棟
平成22年7月15日大雨災害	県西部で局地的な集中豪雨。厚狭川、木屋川が氾濫。JR美祢線の橋梁流出		3棟 35棟	608棟
平成25年7月28日大雨災害	阿武川、田万川、須佐川が氾濫。JR山口線、山陰本線で橋梁流出、橋脚沈下	3人	32棟 508棟	153棟
平成26年8月6日大雨災害	県東部を中心に猛烈な雨。複数箇所です砂災害が発生	2人	10棟 190棟	11棟
平成26年8月豪雨 (広島市 8月20日豪雨災害)	8月20日広島市で、局地的な短時間大雨により、同時多発的に大規模な土石流が発生	74人	179棟 217棟	1,084棟

(台風による風水害及び高潮災害)

本県は、台風の接近上陸による風雨や高潮などにより、大きな影響を受けてきた。近年は、気候の温暖化により台風が大型化・強力化する傾向にある。

近年の台風・高潮災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成3年台風第19号	強風と塩害、瀬戸内海沿岸では高潮による被害が多く発生	6人	35棟 650棟	520棟
平成11年台風第18号	宇部市に上陸し山口県を縦断。上陸が大潮期の満潮時と重なり、瀬戸内海沿岸では記録的な高潮	3人	80棟 1,284棟	2,468棟
平成17年台風第14号	活発な雨雲が長時間覆い続けた影響を受け、県東部を中心に記録的な豪雨。錦川が氾濫	3人	6棟 332棟	745棟

平成 11 年台風第 18 号被害



平成 25 年 7 月 28 日大雨災害被害



(南海トラフ地震等)

今後 30 年以内に 70%程度の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」の他、県内で確認されている主要な活断層による地震が発生した場合、県内に大きな被害が想定される。

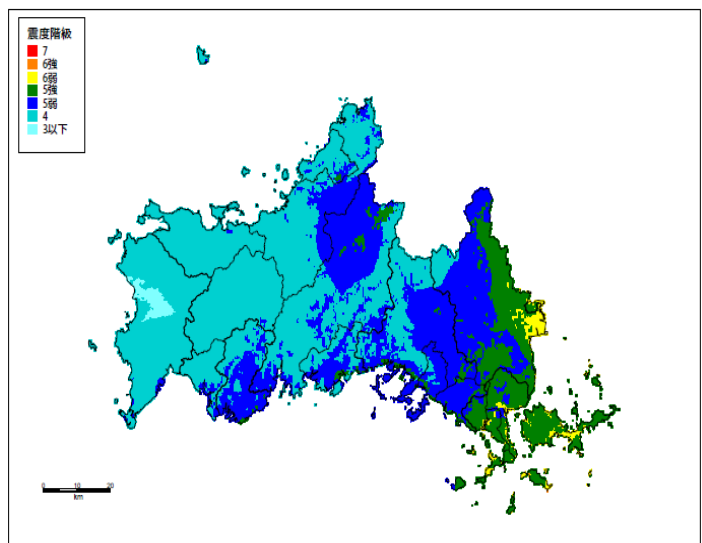
(南海トラフ巨大地震の被害想定結果)

想定地震	最大震度	最高津波水位 (T. P. m)	被害想定				経済被害
			人的被害(人)		建物被害(棟)		
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊	
南海トラフ巨大地震 (M9クラス)	6強	3.8m	614人	1,477人	5,926棟	43,021棟	1.2兆円

(想定震源域)



(想定震度分布)



④ 脆弱性評価

◇脆弱性評価の考え方

- 強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、現状のどこに問題があるかを知ること（脆弱性評価）は、重要である。
- このため、国が実施した以下の評価手法等を参考に、脆弱性評価を行い、その評価結果に基づき、対応方策を検討する。

◇脆弱性評価の手順

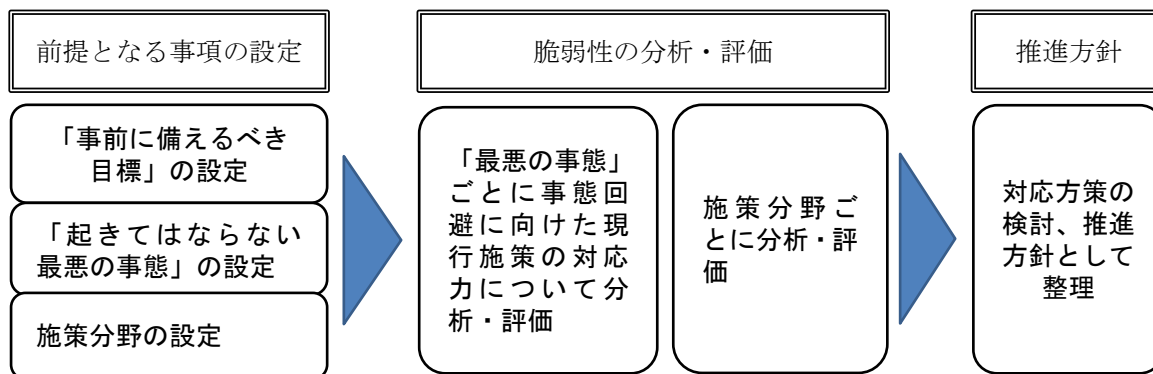
最悪の事態ごとの脆弱性評価

- 想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、課題を分析・評価する。

施策分野ごとの脆弱性評価

- その上で、社会の重要な機能に着目した施策分野を設定し、分野横断的な視点で分析・評価する。

（脆弱性評価の流れ）



【「事前に備えるべき目標」の設定】

- 「事前に備えるべき目標」は、国の基本計画を踏まえ、8の「事前に備えるべき目標」を設定する。

【「起きてはならない最悪の事態」の設定】

- 「起きてはならない最悪の事態」は、国の基本計画における48事態を参考にして、国の関与が大きい事態（金融サービス）の削除や、関連する事態の統合などを行い、34の事態を設定する。

8つの事前に備えるべき目標		34の起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に伝達できない事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策分野の設定】

- 強靱化を進める上で必要な施策分野を以下のとおり設定する。
- 具体的には、国の基本計画の施策分野を基本として、関連の深い分野の統合等を行い、8の個別施策分野と3の横断的分野を設定して、分野横断的な視点で評価を行う。

（個別施策分野）

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市／環境、③保健医療・福祉
- ④産業・エネルギー、⑤情報通信、⑥交通・物流、⑦農林水産
- ⑧国土保全・土地利用

（横断的分野）

- ⑨リスクコミュニケーション（防災意識の醸成）、⑩老朽化対策
- ⑪研究・技術開発

◇脆弱性評価の結果

- 「最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果」は、資料3のとおり。
- 「施策分野ごとの脆弱性評価の結果」は、資料4のとおり。

（主な内容）

- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対策が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要
- 石油コンビナート等での産業保安施設の防災対策が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える道路ネットワークの構築が必要
- 災害を未然に防止する防災関連施設の計画的な整備が必要
- 災害対応の担い手となる人材の確保・育成が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化を図ることが必要

⑤ 強靱化の推進方針

◇施策分野ごとの推進方針

- 脆弱性評価の結果を踏まえ、強靱化に向け必要となる施策を検討し、今後、施策分野ごとに推進方針として取りまとめる予定である。

※推進方針の例

【行政機能／警察・消防等】

- ・業務継続計画の策定、消防団員の確保 等

【住宅・都市／環境】

- ・住宅密集地の火災対策、住宅・学校等社会生活基盤の耐震化 等

【保健医療・福祉】

- ・災害拠点病院の体制強化、社会福祉施設の耐震化 等

【産業・エネルギー】

- ・石油コンビナート防災対策、工業用水道施設の耐震化 等

【情報通信】

- ・情報通信システムの多重化等

【交通・物流】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上、広域道路ネットワークの整備 等

【農林水産】

- ・災害に強い農山漁村づくり、生産基盤の拡充 等

【国土保全・土地利用】

- ・防災施設整備等のハード対策、ハザードマップ整備等のソフト対策 等

【リスクコミュニケーション(防災意識の醸成)】

- ・地域における防災活動の促進、訓練の促進 等

【老朽化対策】

- ・社会資本、公共施設等の維持管理 等

【研究・技術開発】

- ・災害に対応した衛星画像の解析、老朽化対策に資する優れた技術の研究開発 等

◇施策の重点化

- 効率的・効果的に強靱化を推進するため、施策の重点化を行うこととする。

【施策重点化の考え方】

- ・ 「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、「活力みなぎる山口県」の実現のため、「産業」「地域」「人材」の活力創造を掲げており、その基盤を支えるものが「安心・安全」の確保。
- ・ このため、チャレンジプランと整合性を図りながら、「人の命を守る」「地域を守る」「産業を守る」3つの観点から、緊急度・優先度等を考慮し、施策を重点化する。



⑥ 計画の着実な推進

◇計画の推進体制

- 計画の着実な推進を図るため、「山口県国土強靱化地域計画推進会議」において、毎年度、進行管理を行うなど、各部局が連携して着実に計画を推進する。
- また、山口県防災会議に、毎年度、進捗状況等を報告するとともに、関係機関等の主体的な取組みを推進する。

◇計画の進行管理

- 計画の進行管理には、重要業績評価指標（K P I）の達成状況や施策の進捗状況等の検証を毎年度行った上で、施策や事業の改善を図る仕組み（P D C Aサイクル）を導入して実施し、必要に応じて、「山口県防災会議」の意見等を踏まえ、計画の見直しを行うこととする。